新潟市告示第226号

新潟市東区体育施設等使用料徴収事務の委託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、東区体育施設等 使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり 告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務を行う体育施設等の名称及び位置、徴収事務受託者

徴収事務を行う体育施設等の名称及び位置		徴収事務受託者
名称	位 置	
新潟市東総合スポーツセンター	新潟市東区はなみずき3丁目4番1号	新潟市中央区
新潟市中地区運動広場	新潟市東区下山1丁目93番地1	白山浦1丁目613番地69
新潟市下山スポーツセンター	新潟市東区下山1丁目121番地	公益財団法人新潟市開発公社
山の下海浜公園プール	新潟市東区船江町1丁目52番1号	代表理事 理事長
津島屋公園運動広場	新潟市東区津島屋6丁目5番地1	若杉 俊則
新潟市庭球場	新潟市東区江口 114 番地 1	

- 2 徴収事務を行わせる歳入 体育施設等使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日 令和6年(2024年)4月1日
- 4 徴収事務を委託した日令和6年(2024年)4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間 令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで